

使用料金など

※ 屋内交流広場やグラウンド・ゴルフ場の使用料等は、3月定例会に提出する条例の一部改正議案の可決後に決定となります

■ 屋内交流広場・音楽ホール棟

施設名	使用時間	使用料金	予約期間	休館日
屋内交流広場	① 午前9時～午後1時 ② 午後1時～5時 ③ 午後5時～9時	① 2,000円 ② 2,000円 ③ 2,000円 ※ 2分の1利用の場合は半額 ※ 営利目的の場合は上記料金の3倍の額 ■ 照明設備 200円/30分	使用予定日の6ヵ月前から3日前まで	■ 木曜日 ■ 12月29日～翌年1月3日 ※ 臨時休館する場合があります
音楽ホール棟	・ 午前9時～午後1時 ・ 午後1時～5時 ・ 午後6時～10時 ※ 予約管理上、使用時間区分を設けています	終日 3,000円 ※ 営利目的の場合は上記料金の3倍の額	使用予定日の6ヵ月前から3日前まで	■ 12月29日～翌年1月3日 ※ 臨時休館する場合があります

■ グラウンド・ゴルフ場

使用時間	使用区分	使用料金		予約期間	休館日	
		4時間以内の使用	4時間を超える使用			
午前9時～午後5時	団体	一般	8,000円	使用予定日の6ヵ月前から3日前まで	■ 木曜日 ■ 11月～2月 ※ 臨時休館する場合があります	
		高校生以下の児童・生徒	4,000円			8,000円
	個人	一般	200円			400円
		高校生以下の児童・生徒	100円			200円

■ クラブおよびボールの貸し出し・・・1組1日あたり200円  
■ 「団体」とは50人以上が占有して使用することをいう  
■ 営利目的の場合は上記料金の3倍の額

Q & A

- Q 1 音楽ホール棟で飲食はできますか？  
A お弁当などを持ち込み飲食されることは可能です。ただし、飲食の提供はできませんので、飲食の準備や片付け、ごみの持ち帰りをお願いします。
- Q 2 屋内交流広場でバーベキューはできますか？  
A 安全管理のため屋内交流広場での火気の使用は「禁止」としますので、バーベキューをすることはできません。なお、花火も同様です。
- Q 3 グラウンド・ゴルフ場を利用するとき、大人と高校生以下の人数を合わせて50人の場合の料金は？  
A 団体扱いになります。50人の内、高校生以下の児童・生徒の人数が21人以上となる場合は「高校生以下の児童・生徒の団体料金」とします。

野田川森林公園  
野田川ユースセンター  
令和5年4月1日から  
運営方法を変更します

4月1日から、野田川森林公園（京都府野田川ユースセンターを含む）の運営方法を指定管理から与謝野町の直接運営に変更します。運営方法の変更に伴い、使用できる施設や予約方法、料金などを変更しますのでお知らせします。皆さまにはご不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎ 観光交流課 ☎ 43・9016

【野田川森林公園・野田川ユースセンター】  
平成3年開業。22年度から令和4年度末まで、指定管理者として合同会社コミュニティ野田川に運営いただいています。前身の財団法人コミュニティ野田川を含めると、開業から31年間の長きに渡り、地域活性化にご尽力いただきました。

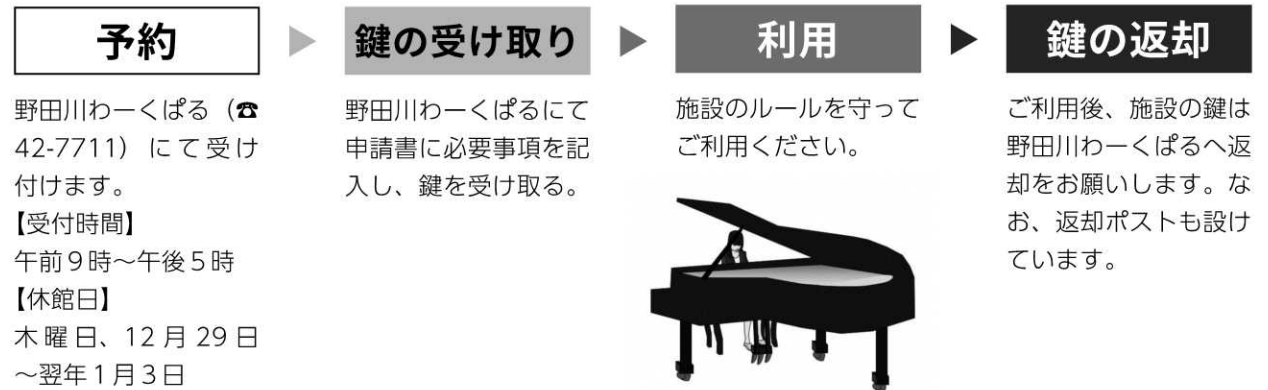
開業から30年以上が経過し、野田川ユースセンターの施設・設備の老朽化などを考慮して、令和5年度は「宿泊事業を休止」し、貸館業務のみを実施します。

使用できる施設

- 野田川森林公園  
屋内交流広場、グラウンド・ゴルフ場、公園
- 野田川ユースセンター  
音楽ホール棟

予約・使用方法

■ 屋内交流広場・音楽ホール棟



■ グラウンド・ゴルフ場

森林公園管理棟（☎ 42-4411）で予約を受け付けます。空きがあれば当日受け付けでのご利用も可能です。なお、スコアボードの貸し出しなど、これまでの利用と大きな変更はありません。  
【受付時間】午前9時～午後5時 【休館日】木曜日 ※ 11月～2月は休館